平成２５年（フ）第８７６号
札幌市中央区北５条西11丁目11番地１　パークアクシス札幌植物園前102号
債務者　山田　英之
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０４号
札幌市手稲区新発寒７条４丁目８番６号
債務者　大槻　一善
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０５号
札幌市手稲区新発寒７条４丁目８番６号
債務者　大槻　洋子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０７号
札幌市東区北39条東17丁目１番11―102号
債務者　佐藤　奈穂
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１９号
札幌市西区西野３条５丁目２番４―104号
債務者　保古　善宏
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４６号
札幌市東区北19条東５丁目１番33―303号
債務者　谷口　一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４８号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目６番６号
コーポ雅102号
債務者　高田　光紀
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５９号
札幌市東区北41条東７丁目１番３―306号
債務者　平田　知幸
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６６号
札幌市西区西町北20丁目５番10号　尾形ビルＡ号
債務者　池端さゆり（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７８号
札幌市北区太平10条２丁目２番15号　ボヌール10―101号
債務者　星野　遵
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１５号
北海道江別市高砂町34番地の９　市役所前ハイツパール205
債務者　勝田真由子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３号
北海道爾志郡乙部町字栄浜477番地の１
債務者　能登美札子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２５年（フ）第５６号
群馬県太田市内ケ島町1010番地５　シーバハイツ101号
債務者　大河津勝浩
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４４７号
千葉県船橋市大穴北４丁目14番12号
債務者　見川　高悦
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５４３号
京都府向日市上植野町馬立19番地の２　レジデンス向陽301号
債務者　延原　哲男
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
京都府福知山市字堀2182番地の５
債務者　福井　敏子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
堺市南区茶山台２丁３番22―204号
債務者　松村　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
堺市北区新金岡町５丁３番220号　ハイムファミール202号
債務者　高橋　一弥
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係